（経過措置）

第三十三条の三　この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十四条中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二　第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者

三　発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四　経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条に次の一項を加える。

2　認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二　第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十七号の次に次のように加える。

百十七の二　第二種特定原産地証明書の作成に係る認定輸出者の認定		
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第七条の二第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第八十五号

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　クラスター弾等の製造の禁止（第三条）
第三章　クラスター弾等の所持等の規制（第四条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十条）
第五章　罰則（第二十一条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、クラスター弾に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するため、クラスター弾等の製造を禁止するとともに、クラスター弾等の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。

2　この法律において「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するように設計された砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬であって、次に掲げるもの以外のものをいう。

一　地雷

二　専らミサイルその他の物体を空中において破壊するように設計されたもの

三　十個未満の子弾（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）のみを内蔵するもの

イ　それぞれの子弾の重量が四キログラムを超えるものであること。

ロ　それぞれの子弾が殺傷又は破壊の対象となる単一の対象を探知し、かつ、その対象を殺傷し、又は破壊するように設計されているものであること。

ハ　それぞれの子弾が主要な起爆装置のほかに、それぞれの子弾自体を自動的に破壊するための電子式の装置を内蔵するものであること。

ニ　それぞれの子弾が、爆発するために不可欠な電子式の部分品又は附属品の機能を自動的に失わせるための機能を有するものであること。

3　この法律において「子弾」とは、小型弾薬（地雷以外の弾薬であって、人の殺傷又は物の破壊のために使用されるもののうち、その重量が二十キログラム未満のものをいう。次項において同じ。）のうち、専ら砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬から散布された後に爆発するように設計されたもの（専ら前項各号に掲げるものに内蔵されるように設計されたものを除く。）をいう。

4　この法律において「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら容器（複数の小型弾薬を収納し、当該複数の小型弾薬を散布するように設計されたものであって、航空機に取り付けられるものに限る。）に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたもの（ロケット弾、ミサイルその他の散布された後に推力を得るための推進薬を使用するものを除く。）をいう。

第二章　クラスター弾等の製造の禁止

第三条　何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

第三章　クラスター弾等の所持等の規制

（所持の禁止）

第四条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

一　次条第一項の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、同項の許可（第八条第一項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの）に係るクラスター弾等を所持するとき。

二　第十条第一項の輸入の承認を受けた者（以下「承認輸入者」という。）が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

三　第十一条第一項の規定によりクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならない者が、廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

四　運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を当該運搬のために所持するとき（この条の規定に違反してクラスター弾等を所持する者から運搬を委託された場合を除く。）。

五　前各号に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。